第三十五条第二項第一号及び第一号の二中「第一号の三」を「第一号の四」に改め、同項第一号の三及び第一号の四を次のように改める。

一の三　資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）が営む資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介

一の四　信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十八号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

第三十五条第二項第十号及び第十一号を次のように改める。

十　資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

十一　削除

第四十四条中「第三十四条第五項から第七項まで」を「第三十四条第六項から第八項まで」に改める。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第二十七条第十四項」を「第二十七条第十五項」に改め、同項第一号中「第二十七条第一項」を「第二十七条第二項」に改める。

第二十五条の四第一項中「主として」を削り、同条第二項第三号中「第十七条の二第三項第三号」を「第十七条の二第四項第三号」に、「同条第四項第三号」を「同条第五項第三号」に改める。

第二十六条第三項第一号及び第一号の二中「次項第一号の三」を「次項第一号の四」に改め、同条第四項第一号及び第一号の二中「第一号の三」を「第一号の四」に改め、同項第一号の三及び第一号の四を次のように改める。

一の三　資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）が営む資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介

一の四　信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十八号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

第二十六条第四項第九号を次のように改める。

九　資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

第二十六条第四項第九号の二を削る。

第二十六条第四項第二十四号中「に掲げる」を「に規定する」に改める。

第二十七条の見出し中「証券専門会社等」を「専門子会社」に改め、同条第十四項中「第六項、第七項」を「第七項、第八項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条中第十三項を第十四項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第九項中「第三項各号」を「第四項各号」に改め、同項第四号中「法第八十七条の三第一項第一号の二、第五号又は第六号」を「法第八十七条の三第一項第一号の二、第五号又は第六号」に改め、同項第五号中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項第六号中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項第三号中「第十七条の二第三項第三号」を「第十七条の二第四項第三号」に、「同条第四項第三号」を「同条第五項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項第一号中「場合を含む。）」の下に「又は法第八十七条の三第一項第一号の二」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第九項第一号イ」を「第十項第一号イ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項第二号中「第三項各号」を「第四項各号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第八十七条の三第一項第一号の二（法第百条第一項において準用する場合を含む。第四項第一号において同じ。）の主務省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一　前条第一項各号に掲げる業務であって、農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として連合会、その子会社又は第四項各号に掲げる者の行う事業又は営む業務のために営むもの

二　前条第四項各号に掲げる業務（同項第十八号から第二十二号までに掲げる業務については証券子会社等（法第八十七条の三第二項第五号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する証券子会社等をいう。）を有する場合に限り、前条第四項第二十四号から第二十六号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。）

第三十七条中「第二十七条第五項から第七項まで及び第十四項」を「第二十七条第六項から第八項まで及び第十五項」に改める。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第九十五条第八項」を「第九十五条第九項」に改める。

第九十五条の見出し中「証券専門会社等」を「専門子会社」に改め、同条第八項中「第四項及び第五項」を「第五項及び第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第三項各号」を「第四項各号」に改め、同項第四号中「法第七十二条第一項第一号の二、第八号又は第九号」を「法第七十二条第一項第一号の二、第八号又は第九号」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第二項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項第三号中「（法第七十二条第二項第六号に掲げる信託子会社等をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第七十二条第一項第一号の二の主務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一　第九十七条第一項各号に掲げる業務であって、農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として農林中央金庫、その子会社又は次条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二　第九十七条第二項各号に掲げる業務（同項第三十号から第三十四号までに掲げる業務については証券子会社等（法第七十二条第二項第五号に規定する証券子会社等をいう。）を有する場合に限り、第九十七条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等（法第七十二条第二項第六号に規定する信託子会社等をいう。以下同じ。）を有する場合に限る。）

第九十六条第一項第一号中「第七十二条第一項第一号」の下に「、第一号の二」を加え、同条第二項第三号中「第十七条の二第三項第三号」を「第十七条の二第四項第三号」に、「同条第四項第三号」を「同条第五項第三号」に改める。

第九十七条第二項第一号及び第二号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第四号及び第五号を次のように改める。

四　資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）が営む資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介